

鳥取縣公報

縣令

昭和二十年三月十六日
第一千六百九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣令第十號

昭和十六年十月縣令第五十五號諸類検査規則中左ノ通改正
シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年三月十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第六條中 干甘諸ノ検査等級「合格、格外」ヲ「一等、二等、等外」ニ改ム

第十條中 第三號ヲ第四號トシ第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加
フ

三 一重掛袋裝

(イ) 菰ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ周約一寸一分ノ
力繩ヲ四箇所ニ張り小繩二本ヲ用ヒテ之ニ相喰違ヒ
ニ交互ニ束送リニ掛ケツツ編ミ其ノ各封間六寸五分

兩端五寸五分編手七十内外トシ長サ約四尺四寸重量
約一貫匁ト爲スコト

(ロ) 棧袋、繩、小口藤並横繩、縦繩ノ掛方ハ複式俵ノ
規定ニ準ズルコト 但シ横繩ハ三箇所トス

第十條第四號中 「織目四十内外」ヲ「縦目二十以上」ニ
、「幅約二尺九寸」ヲ「幅約二尺八寸五分以上」ニ
、重量ハ六百匁乃至七百匁」ヲ「重量三百五十匁以上」ニ
、「二十八針内外」ヲ「二十三針以上」ニ改ム

第十五條第二項中 「様式第五號」ヲ「様式第四號」ニ改
ム
第二十一條中 「農會又ハ産業組合等」ヲ「農業會其ノ他
」ニ改ム

第二十五條 検査等級決定シタルトキハ票箋ニ検査ノ年月
日及食糧検査所名ヲ記載シ且様式第三號ニ依ル検査等級

採用ス

一 甲種練習生

イ 本縣ニ住所ヲ有シ甲種農業學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者

ロ 本縣ニ住所ヲ有シ乙種農業學校又ハ青年學校本科農業科卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者ナルトキハ現

ニ農業ニ従事シ有ル者ニシテ縣農業會長ノ推薦ニ依ル者

ハ 軍人援護會縣支部長ノ推薦ニ依ル傷痍軍人

二 乙種練習生

イ 本縣ニ住所ヲ有スル者ニシテ現ニ農業ニ従事シ又

ハ従事セントスル者

ロ 年齢十六才以上二十才以下ノ男子ニシテ國民學校高等科ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムルモノ

ハ 縣農業會長ノ推薦ニ係ル者

第四條 練習生志願者ハ最終卒業學校長又ハ縣農業會長、軍人援護會縣支部長ヲ經テ第一號書式ノ願書ニ自筆ノ履

歴書、戶籍謄本醫師ノ健康診斷書、推薦ヲ有スルモノニ在リテハ推薦狀ヲ添付シ毎年三月一日迄ニ種畜場長ニ差出スベシ

第五條 採用ノ許可ヲ受ケタル者ハ第二號書式ノ誓約書ヲ

身元引受人連署ノ上直チニ種畜場長ニ差出スベシ

前項ノ身元引受人ハ練習生採用ヲ受ケタル本籍地若ハ寄留地ノ公民タルコトヲ要ス

第六條 採用通知ヲ受ケタル練習生ニシテ指定ノ期日ニ入場シ能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ直チニ種畜場長ニ届出スベシ

前項ノ届出ヲ爲サズシテ入場セザル者ハ志望ヲ放棄シタルモノト看做シ採用許可ヲ取消スコトアルベシ

第七條 練習生ハ總テ種畜場内ニ寄宿セシム 但シ特別ノ事由ニ依リ寄宿シ能ハザル者ニシテ種畜場長ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限りニ在ラズ

第八條 練習生ノ練習期間ハ左ノ如シ

一 甲種練習生ハ毎年四月一日ヨリ九月三十日ヲ至ル六ケ月間トス

二 乙種練習生ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ

至ル一ケ年間トス

但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルベシ

第九條 練習生ニハ練習期間中豫算ノ範圍内ニ於テ手當ヲ支給ス

第十條 練習生疾病又ハ止ムヲ得ザル事故ノ爲メ中途退場セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ種畜場長ニ願出スベシ 但シ疾病ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添付スベシ

第十一條 練習生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ退場セシム

一 疾病ニ罹リ又ハ成績不良ニシテ修業ノ見込ナシト認メタル者

二 品行不良又ハ怠慢放肆ニシテ養成ノ價值ナシト認メタル者

三 本規程ニ違反シ又ハ本規程ニ依リテ發スル命令ニ服セザル者

第十二條 練習生ニ關スル事務ハ種畜場長之ヲ掌理ス
第十三條 本規程ニ定ムルモノ、外練習生ニ關スル細則ハ

知事 認可ヲ得テ種畜場長之ヲ定ム

附 則

第四條中三月一日迄トアルハ昭和二十年ニ限り三月二十日迄トス

第一號書式

練習生志願書

私 儀

貴場練習生トシテ入場致度候條御許可相成度別紙履歴書 戶籍謄本健康診斷書並ニ推薦狀相添へ此段御願候也

年 月 日

本籍地 郡 市町村 番地
現住所 郡 市町村 番地

職業 戶主某(續柄)

氏 名 印

生年月日

鳥取縣種畜場長宛

